

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第74期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 松本油脂製薬株式会社

【英訳名】 MATSUMOTO YUSHI-SEIYAKU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村直樹

【本店の所在の場所】 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号

【電話番号】 (072)991-1001(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山田正幸

【最寄りの連絡場所】 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号

【電話番号】 (072)991-1001(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山田正幸

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第73期 第3四半期 連結累計期間		第74期 第3四半期 連結累計期間		第73期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(百万円)		19,782		20,718		26,556
経常利益	(百万円)		841		993		1,161
四半期(当期)純利益	(百万円)		508		380		714
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		42		108		336
純資産額	(百万円)		37,431		37,315		37,725
総資産額	(百万円)		45,788		45,774		46,501
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		49.91		37.37		70.17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		81.3		81.1		80.7

回次		第73期 第3四半期 連結会計期間		第74期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		17.60		24.80

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第73期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から徐々に落ち着きを取り戻し、停止していた生産活動も再開に転じております。しかし、欧米諸国の景気停滞懸念や中東情勢の緊迫化により、内需拡大を続けている中国をはじめとする新興国にもその影響が見られ、世界経済は緩やかな減速となっております。さらに国内では円高、原料高が続き本格的な回復には至っておらず、景気の先行きは不透明感が拭えない状況となっております。

当社グループの重要な販売分野である国内繊維産業におきましては、生産拠点の海外移行を含む適地生産が概ね完了しており、その影響は軽微であります。一方海外繊維産業では、牽引役の中国での需要低迷や製品安による大幅な生産調整があり、さらにタイ国内の洪水による生産休止が続いており、アジア地域やその他の地域に影響を及ぼしております。

非繊維分野におきましては、国内向けでは自動車産業において原材料不足や電力不足が解消し、回復が急ピッチに進んでおり、住宅関連は補修用材料の販売が好調に推移しております。また海外向けでは、中国をはじめとするアジア諸国での需要が旺盛で、特に自動車産業向けは拡大しております。その一方で旺盛な需要により原料価格の上昇を招いており、引き続き製品価格の適正化をはかっております。

このような状況下、当社グループでは、販売・利益を確保するため、競争力のある高品質・低価格商品の開発を行うとともに、市場ニーズに合致した商品の早期開発に注力してまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上高20,718百万円（対前年同四半期比104.7%）、営業利益980百万円（対前年同四半期比95.3%）、経常利益993百万円（対前年同四半期比118.1%）、四半期純利益380百万円（対前年同四半期比74.9%）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

日本における当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は20,274百万円（対前年同四半期比104.8%）、セグメント利益（営業利益）は946百万円（対前年同四半期比93.5%）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内合繊メーカー各社への販売は、昨年並みの安定した実績となりました。海外への販売は、中国合繊メーカー各社が生産調整による減産を継続した結果、販売数量が低迷し、外部顧客に対する売上高は2,201百万円（対前年同四半期比99.9%）となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では消費低迷と繊維製品の低価格化による海外シフトが完了し、テキスタイル分野の加工量が拡大しました。炭素繊維は航空機、産業資材向けを中心に回復し、処理剤の販売が増加しました。また、化学工業分野では洗浄剤原料の販売が増加しました。海外では工業用繊維分野、衣料用分野、弾性繊維分野、高機能繊維分野ともに減産となり販売数量は減少しましたが、外部顧客に対する売上高は11,887百万円（対前年同四半期比104.0%）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、縮小傾向であった繊維全般の加工も下げ止まり、関連加工剤の販売は昨年実績を上回りました。化学工業分野では洗浄剤原料の販売が回復し、さらに原料価格の高騰による製品価格への転嫁をはかっており、外部顧客に対する売上高は727百万円（対前年同四半期比122.5%）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維関連では、織布向け製織用糊剤の販売は、国内生産が縮小の中で堅調に推移しました。非繊維関連では、化粧品原料向けの販売は堅調に推移しており、建材関係では住宅着工件数の低迷が続いておりますが、補修用途の拡大で有機高分子製品の出荷が回復傾向となりました。自動車産業向けでは、タイの洪水による影響によりゴム成形品加工剤が低調でありましたが、外部顧客に対する売上高は5,459百万円（対前年同四半期比106.7%）となりました。

インドネシア

インドネシアにおける当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は443百万円（対前年同四半期比100.2%）、セグメント利益（営業利益）は35百万円（対前年同四半期比71.6%）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、帯電防止剤用途、防着剤の分野ともに大きな進展はなく、外部顧客に対する売上高は3百万円（対前年同四半期比80.5%）となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、予め糊剤に油剤を調合された製品に切り替わりつつあり、単独で使用する油剤の販売数量は低下傾向にあり、外部顧客に対する売上高は203百万円（対前年同四半期比100.3%）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、主力得意先の縮小・撤退後の新たな得意先の開拓が遅れておりますが、外部顧客に対する売上高は2百万円（対前年同四半期比107.3%）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、東日本大震災の影響により自動車、オートバイ用タイヤの生産調整が行われたため、離型剤の販売が低調となりました。また、輸出向けについても、強撚糸使用の織物が多くなり、糊剤の使用量が減少したことにより販売数量が減少傾向にあり、外部顧客に対する売上高は233百万円（対前年同四半期比100.4%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」という）比726百万円（1.6%）減少して、45,774百万円となりました。流動資産は前期末比1,003百万円（3.3%）増加の31,663百万円、固定資産は前期末比1,729百万円（10.9%）減少の14,110百万円となりました。

流動資産増加の主な要因は、現金及び預金が662百万円前期末より減少したものの、受取手形及び売掛金が850百万円、有価証券が543百万円、原材料及び貯蔵品が179百万円前期末よりそれぞれ増加したことによるものであります。

固定資産減少の主な要因は、投資有価証券が1,398百万円、機械装置及び運搬具が238百万円前期末よりそれぞれ減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の負債の合計は、前期末比315百万円（3.6%）減少の8,459百万円となりました。流動負債は、前期末比316百万円（3.8%）減少の8,040百万円、固定負債は前期末比0百万円（0.1%）増加の418百万円となりました。

流動負債減少の主な要因は、その他が160百万円前期末より増加したものの、買掛金が333百万円、賞与引当金が136百万円前期末よりそれぞれ減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、前期末比410百万円（1.1%）減少して37,315百万円となりました。

純資産減少の主な要因は、その他有価証券評価差額金が268百万円、利益剰余金が128百万円前期末よりそれぞれ減少したことによるものであります。

この結果自己資本比率は、前期末の80.7%から81.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更並びに新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

一．当社の企業価値の源泉

当社は、大正15年の創業以来、界面活性剤メーカーとして紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで繊維産業の全ての生産工程に係わる薬剤を提供し、繊維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、繊維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、炭素繊維やアラミド繊維あるいは生分解性繊維等スーパー繊維といわれる先端技術への対応力や繊維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び ISO9001及びISO14001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

二．企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

具体的な設備投資に関しましては、平成20年12月に完成いたしました大阪工場（三井化学大阪工場内）の稼働及び平成21年夏に完了した静岡工場の設備増設により、各種薬剤の生産能力の拡充が可能となりました。今後さらに八尾本社工場の再配置及び静岡工場の新たな設備を増設することにより、様々な需要に対応できる体制を構築し、一層の企業価値の拡大を図ってまいりたいと考えております。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取り組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実に鋭意努力してまいります。コーポレートガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、平成11年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取り組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上につながるものと考えております。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株券等の大量買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成20年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)を導入することを決議し、第70回定時株主総会の議案としてお諮りした結果、過半数をもって承認可決いただきました。旧プランの有効期限は、平成23年6月に開催の当社第73回定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は旧プランの導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上のための当社の取り組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、いわゆる株券電子化に伴う変更及び字句・表現の変更等、旧プランの内容を一部変更の上(以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。)、第73回定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを有効発生条件として、本プランを継続することを決議し、第73回定時株主総会の議案としてお諮りした結果、過半数をもって承認可決いただいております。

4 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

一．基本方針の実現に資する特別な取組み(上記2)について

上記2「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

二．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記3)について

当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

）買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第11条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

）株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、第70回定時株主総会における株主の皆様のご承認を旧プランの発効の条件とし、かつ第73回定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、旧プランの導入及び本プランの継続には株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

）当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

イ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

ロ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は676百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,281,629	11,281,629	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は500株であります。
計	11,281,629	11,281,629		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		11,281,629		6,090		6,517

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,103,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,136,000	20,272	
単元未満株式	普通株式 42,129		一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	11,281,629		
総株主の議決権		20,272	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 松本油脂製薬株式会社	大阪府八尾市浜川町 2丁目1番3号	1,103,500		1,103,500	9.78
計		1,103,500		1,103,500	9.78

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,190	15,528
受取手形及び売掛金	7,593	8,443 ³
有価証券	1,914	2,457
商品及び製品	1,865	1,920
仕掛品	394	426
原材料及び貯蔵品	1,044	1,224
繰延税金資産	526	535
その他	1,135	1,132
貸倒引当金	4	5
流動資産合計	30,660	31,663
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,212	6,317
減価償却累計額	3,684	3,869
建物及び構築物（純額）	2,527	2,447
機械装置及び運搬具	9,805 ²	9,866 ²
減価償却累計額	7,827	8,126
機械装置及び運搬具（純額）	1,978	1,739
土地	530	529
建設仮勘定	57	63
その他	1,515	1,482
減価償却累計額	1,360	1,352
その他（純額）	155	129
有形固定資産合計	5,249	4,910
無形固定資産		
その他	17	13
無形固定資産合計	17	13
投資その他の資産		
投資有価証券	9,325	7,926
長期貸付金	188	164
繰延税金資産	503	521
その他	559	576
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	10,574	9,187
固定資産合計	15,840	14,110
資産合計	46,501	45,774

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,458	6,125
短期借入金	800	800
未払法人税等	46	39
賞与引当金	271	134
その他	780	941
流動負債合計	8,357	8,040
固定負債		
退職給付引当金	235	235
資産除去債務	92	94
その他	90	89
固定負債合計	418	418
負債合計	8,775	8,459
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,090	6,090
資本剰余金	6,517	6,517
利益剰余金	27,567	27,438
自己株式	1,744	1,744
株主資本合計	38,430	38,301
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	685	953
為替換算調整勘定	204	216
その他の包括利益累計額合計	890	1,170
少数株主持分	185	183
純資産合計	37,725	37,315
負債純資産合計	46,501	45,774

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	19,782	20,718
売上原価	15,855	16,847
売上総利益	3,927	3,870
販売費及び一般管理費	2,898	2,890
営業利益	1,029	980
営業外収益		
受取利息	146	44
受取配当金	51	51
持分法による投資利益	19	45
その他	94	106
営業外収益合計	312	248
営業外費用		
支払利息	5	6
投資事業組合運用損	228	167
為替差損	256	55
その他	10	6
営業外費用合計	500	235
経常利益	841	993
特別利益		
投資有価証券売却益	26	-
貸倒引当金戻入額	0	-
特別利益合計	26	-
特別損失		
固定資産除却損	6	2
投資有価証券評価損	-	295
ゴルフ会員権評価損	-	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	-
特別損失合計	29	300
税金等調整前四半期純利益	838	693
法人税、住民税及び事業税	149	178
法人税等調整額	169	117
法人税等合計	318	296
少数株主損益調整前四半期純利益	519	396
少数株主利益	11	16
四半期純利益	508	380

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	519	396
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	459	268
為替換算調整勘定	13	16
持分法適用会社に対する持分相当額	2	3
その他の包括利益合計	476	288
四半期包括利益	42	108
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	38	100
少数株主に係る四半期包括利益	4	7

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
(1) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
(2) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.7% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0% 平成27年4月1日以降 35.6% この税率の変更により繰延税金資産の純額が78百万円、其他有価証券評価差額金が23百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が55百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)		
1 債務保証			1 債務保証		
保証先	保証金額 (百万円)	債務保証の内容	保証先	保証金額 (百万円)	債務保証の内容
立松化工股? 有限公司	315	銀行借入 112,000 千台湾ドル	立松化工股? 有限公司	287	銀行借入 112,000 千台湾ドル
2 国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具36百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。			2 同左		
			3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。		
			受取手形 98百万円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	623百万円	589百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	508	50	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	508	50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	インドネシア	
売上高			
外部顧客への売上高	19,340	442	19,782
セグメント間の内部売上高 又は振替高	173	40	213
計	19,513	482	19,996
セグメント利益	1,011	49	1,060

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,060
セグメント間取引消去	21
棚卸資産の調整額	9
四半期連結損益計算書の営業利益	1,029

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	インドネシア	
売上高			
外部顧客への売上高	20,274	443	20,718
セグメント間の内部売上高 又は振替高	176	41	218
計	20,451	485	20,936
セグメント利益	946	35	981

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	981
セグメント間取引消去	6
棚卸資産の調整額	6
四半期連結損益計算書の営業利益	980

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	49円91銭	37円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	508	380
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	508	380
普通株式の期中平均株式数(株)	10,179,149	10,178,188

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 竹 村 明 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 和 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松本油脂製薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、松本油脂製薬株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。